



家屋を取り壊したとき

家屋を取り壊した場合、翌年度からその分の家屋の固定資産税・都市計画税がかからなくなります。現地確認をしますので、次の3点をご連絡ください(すでに滅失登記をされている場合は連絡不要です)。

- ▽家屋の所在地番(住居表示の住所)
- ▽家屋の所有者の氏名
- ▽取り壊し日

※取り壊した家屋が登記されている場合は、建物滅失登記の手続きも必要です。詳しくは、東京法務局田無

公共施設マネジメント推進委員会

委員 決まる

小平市公共施設マネジメント推進委員会の委員が、次のおり決まりました(敬称略、五十音順)。

委員は、公共施設マネジメント推進計画の進捗管理などに意見をします。任期は、令和5年7月31日までです。

- ▽風間芳夫、金子通子、木村俊介、倉斗綾子、齋藤啓子、讃岐亮、中島あゆみ
- 問合せ 公共施設マネジメント課 ☎042(346)9557

第二次教育振興基本計画検討委員会

委員を募集

教育振興基本計画は、今後10年間で市の教育が目指すべき方向性を示すものです。委員は、(仮称)第二次教育振興基本計画の策定を検討します。

- ▽応募資格 市内在住の方
- ▽他の審議会などの公募委員は応募できません。
- ▽募集人数 5人以内
- ▽任期 令和5年3月31日まで(会議は全5回程度、平日の昼間に開催を予定)

出張所 ☎042(461)1130へお問い合わせください。

問合せ 税務課 ☎042(346)9525

固定資産税・都市計画税

家屋調査にご協力を

市では、令和3年1月2日以降に新築・増築された家屋の調査をします。これは、令和4年度から新たに固定資産税・都市計画税を課税するにあたり、その基となる評価額を算出するため、家屋に使用されている資材や仕上げなどを部屋ごとに確認するものです。

対象の家屋の所有者には、個別に

土地の現況調査にご協力を

市では、8月から10月にかけて、土地の現況調査をします。これは、固定資産税・都市計画税を課税するにあたり、土地の利用状況などを確認するために実施するものです。

期間中、必要に応じて利用状況などをお聞きすることや、敷地への立ち入りをする場合があります。ご協

連絡します。ご協力をお願いします。

※調査時、職員は徴税吏員証を携帯しています。

問合せ 税務課 ☎042(346)9525

報酬 1万2千円(日額)

申込み 8月20日(金)まで(必着)

に、「これからの小平市の教育について」をテーマにした作文(800字程度)に住所、氏名、電話番号を記入のうえ、問合せ先へ(送付・ファクシミリ・電子メール可)

※選考により決定します。なお、応募原稿は返却しません。

問合せ 教育総務課(〒187-8701 小平市役所) ☎042(346)9568、FAX ☎042(346)9578、✉koikusunmu@city.kodaira.jp

市民環境配慮指針

リニューアルプロジェクトメンバーを募集

現在の市民環境配慮指針は、公募で集まった市民・事業者・民間団体が、みずから環境のためにできること、するべきことを一緒に考え、平成16年に作成、平成27年に見直しを行いました。

その後、環境問題を取り巻く情勢が変化したことや、令和3年4月から第三次環境基本計画が開始されたことに伴い、指針を新しくすることになりました。指針のリニューアルプロジェクトチームのメンバーを募集します。

令和4年度の完成を目指し、今年度は、ナビゲーターとして工学院大学教授の中島裕輔さんを迎え、キッ

力をお願いします。

※調査時、職員は徴税吏員証を携帯しています。

問合せ 税務課 ☎042(346)9524

震災対策用の井戸を募集

市では、大地震などの災害で水道水の供給が困難になった場合に、市民の生活用水を確保するため、震災対策用井戸として現在百3か所を指定しています。

震災対策用井戸として指定された場合は、市が修理に要する費用の一部を予算の範囲内で補助するほか、年に1回水質検査を無料で実施します。所有の井戸の登録にご協力をお願いします。

※水質検査は12月ごろを予定しています。

申込み 9月3日(金)までに、防災危機管理課へ ☎042(346)9519

審議会などの日程

傍聴する方は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクを着用してください。また、自宅で検温し、体調不良の方は傍聴をお控えください。WEB会議は、委員がテレビ会議システムで出席する会議で、会場のモニターで傍聴できます。なお、インターネットで傍聴はできません。会議録は、後日、市政資料コーナー(市役所1階)または小平市ホームページでご覧になれます。

◆社会教育委員の会議(WEB会議) とき 8月19日(木) 午前9時30分から

を明記のうえ、百20円切手を貼った返信用封筒(角型2号)を同封して、問合せ先へ請求してください。

申込み 8月20日(金)まで(消印有効)に、提出書類を問合せ先へ持参または送付

※提出書類など、詳しくは採用試験要項をご覧ください。

問合せ 職員課(〒187-8701 小平市役所) ☎042(346)9514

令和4年度採用市職員募集

募集職種・採用予定人数・応募資格

左表のとおり

試験日 9月19日(日)

※採用試験要項・申込書は、送付で請求できるほか、小平市ホームページからダウンロードもできます。

※送付で請求する場合は、応募職種

職種	採用予定人数	応募資格
一般事務	若干名	平成4年4月2日以降平成16年4月1日までに生まれた方
職	若干名	昭和37年4月2日以降平成16年4月1日までに生まれた方で、次のいずれかに該当する方
一般事務(障がい者対象)	若干名	▽身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている方 ▽都道府県知事または政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている方 ▽知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障害者であると判定された方 ▽精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

ます。基準を満たした場合に、震災対策用井戸として指定します。

申込み 9月3日(金)までに、防災危機管理課へ ☎042(346)9519

審議会などの日程

傍聴する方は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクを着用してください。また、自宅で検温し、体調不良の方は傍聴をお控えください。WEB会議は、委員がテレビ会議システムで出席する会議で、会場のモニターで傍聴できます。なお、インターネットで傍聴はできません。会議録は、後日、市政資料コーナー(市役所1階)または小平市ホームページでご覧になれます。

◆地区まちづくり審議会 とき 8月19日(木) 午後3時から

◆国民健康保険運営協議会 とき 8月26日(木) 午後1時30分から

◆健康増進計画検討委員会 とき 8月23日(月) 午後2時4時

申込み 当日、午後2時40分から、会場受付(申込み多数の場合は抽選)

問合せ 都市計画課 ☎042(346)9554

今月の税

8月

◆市民税・都民税の普通徴収(第2期)

◆国民健康保険税(第2期)

※納付は、8月31日(火)の納期限までにお願います。市税は、コンビニエンスストアで納付できるほか、インターネットを利用したクレジットカードでの納付(ヤフー公金)、スマートフォンアプリでの納付もできます。詳しくは、納税通知書をご覧ください。

※便利で納め忘れのない口座振替をご利用ください。

◆市税を納期限内に納付できない方は、納税相談を

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大幅に減少した、事業の継続が難しくなったなど、市税を納期限内に納付できない事情がある方は、納税が猶予さ

令和45年4月2日以降に生まれた方で、栄養士資格を有するか、令和4年3月31日までに資格取得見込みの方(就職水河期世代まで対象)



健康増進計画検討委員会

申込み 当日、午後1時30分から、会場受付(先着順)

問合せ 健康推進課 ☎042(346)3700

申込み 当日、午後2時40分から、会場受付(申込み多数の場合は抽選)

問合せ 都市計画課 ☎042(346)9554

申込み 当日、会場へ(先着順)

問合せ 保険年金課 ☎042(346)9529

れる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 収納課 ☎042(346)9527

◆口座振替の登録にキャッシュカードの活用を

市税などの口座振替は、キャッシュカードを使って登録ができます。

対象 市・都民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、介護保険料(普通徴収)、後期高齢者医療保険料

受付窓口 収納課、保険年金課、高齢者支援課、東部・西部出張所

※手続きする方本人名義のキャッシュカードが必要です(暗証番号の入力が必要)。

※振替できる金融機関など、詳しくは小平市ホームページをご覧ください。

問合せ 収納課 ☎042(346)9526